

八尾市芸術文化基本条例

【逐条解説】

令和4（2022）年3月

八尾市

八尾市芸術文化基本条例制定の背景

これまで、八尾市の芸術文化の振興においては、市民が芸術文化に触れる機会が少ないという課題の解決に向けて、その機会の拡充に取り組むことが求められてきたため、八尾市文化会館での鑑賞機会の提供をはじめ、機会拡充の取組を進めてきました。この結果、現在では、子どもをはじめ、市民が芸術文化に触れる様々な機会が確保されるようになってきています。

一方で、八尾市内には、八尾市文化会館をはじめ、鑑賞や創造活動の拠点となる場所が数多く存在し、それぞれの場所で様々な芸術文化活動が行われています。しかし、個人のアーティストや個々の活動拠点だけでは、活動の幅や情報の発信にも限界があり、それぞれの活動は「点」で留まることも多く、「面」としての動き、つまり、八尾市全体の芸術文化の振興にはつながっていないのが実情です。

これらのことから、これまでの個々の鑑賞や活動に軸足を置いた展開から、つながりやひろがりに軸足を置いた展開に力を入れていくことが大切といえ、今後の芸術文化振興においては、市内の活動場所や活動団体がつながり、誰もがアクセス可能な芸術文化活動の有機的なネットワークを形成し、歴史資産や伝統文化を守りつつ、新しい文化を創造し発信するまちをめざしていくことを基本的な方向性とします。

そして、市民やネットワークを形成していく主体と、この方向性を共有していくことを目的に「八尾市芸術文化基本条例」を制定しました。

目 次

I. 前文	3
II. 目的（第1条）	4
III. 定義（第2条）	5
IV. 基本理念（第3条）	7
V. 市の役割（第4条）	9
VI. 市民の役割（第5条）	9
VII. 事業者の役割（第6条）	10
VIII. 学校等の役割（第7条）	10
IX. 市の取組（第8条）	11
X. 推進会議（第9条）	12
XI. 基本計画（第10条）	13
XII. 審議会（第11条）	13
XIII. 附則	14

本条例は、本市の附属機関である八尾市芸術文化振興審議会に、市長が条例に盛り込むべき骨子について諮問し、答申いただいた内容に基づき、制定いたしました。

I. 前文

芸術文化は、人々の心情の表現そのものであり、芸術文化を通じて、人は、様々な学びや心の豊かさを得て、心のつながりを大切にして多様性を受け入れることのできる社会をつくり、及び観光、産業その他の分野との連携により魅力的で活力のあるまちを構築することができる。

八尾市は、大和川や信貴・生駒の山々など四季折々の豊かな表情を見せる自然に囲まれ、奈良時代以降、大和と難波をつなぐ交通の要衝として多くの人の往来があったことから、文化や産業の集積地として、大きな発展を遂げてきた。

芸術文化においては、八尾を発祥の地とする河内音頭や、河内木綿の藍染文様や柄をはじめ、人々の生活の中で培われた文化が芸術的な要素を得て伝統文化として発展し、今日でも新たな流れを創り出している。また、八尾市文化会館その他の芸術文化に関する拠点を活用しながら、市民が市内の様々な場で多様な芸術文化活動を展開している。

ここに、私たちは、このような歴史や経過を大切にしながら、八尾市における芸術文化による創造及び交流の基盤の形成をめざし、この条例を制定する。

解 説

前文では、芸術文化が人々や社会にもたらす効果や、本市の芸術文化振興の状況、そして、今後の芸術文化振興の方向性など、条例制定の趣旨について述べています。

第1段落では、芸術文化が人々や社会にもたらす効果について述べています。芸術文化は、人々の心情の表現そのものであり、芸術文化を通じて、人は様々な学びや心の豊かさを得ることができ、心のつながりを大切にして多様性を受け入れることのできる社会をつくり、また、観光や産業その他の分野との連携により魅力的で活力のあるまちを構築することができることを明記しています。

第2段落では、八尾市の地勢などの特徴や歴史的経過について述べています。前段では、八尾市が大和川や信貴・生駒の山々などの自然や地勢に恵まれたところであり、奈良時代以降、

交通の要所であったことから、文化や産業の集積地として、大きく発展してきたことに触れています。

第3段落では、八尾を発祥の地とする河内音頭や、河内木綿の藍染文様や柄など、人々の生活の中で培われてきた伝統文化が今も活かされていることを明記しています。また、八尾市の芸術文化振興の状況について述べており、八尾市文化会館をはじめとする芸術文化に関する拠点を活用しながら、市内の様々な場所で多様な芸術文化活動が展開されていることを明記しています。

第4段落では、八尾市の芸術文化振興の方向性とめざす姿について述べており、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成をめざすことを明記しています。

Ⅱ. 目的（第1条）

第1条 この条例は、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に関する施策（以下「施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び学校等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって活力にあふれ、生き生きと働き、暮らし、及び活動する人をつくること、つながりと優しさのある社会をつくること、並びに個性豊かで活力のあるまちをつくることを目的とする。

解 説

芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に関する施策について、基本理念や市等の役割、そして施策の基本となる方向性を示すことで、次に掲げる事項を実現することを条例の目的として規定しています。

- (1) 活力にあふれ、生き生きと働き、暮らし、及び活動する「人をつくる」
- (2) つながりと優しさのある「社会をつくる」
- (3) 個性豊かで活力のある「まちをつくる」

Ⅲ. 定義（第2条）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 芸術文化 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第8条から第11条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能及び芸能をいい、法第12条に規定する生活文化、国民娯楽及び出版物等を含むものとする。
- (2) 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成 市内の様々な場で展開される芸術文化に関する活動（以下「芸術文化活動」という。）により、芸術文化の鑑賞、創作及び発表を通じたつながり及び広がりを生み出し、人が育ち、人と人との交流が活性化され、芸術文化と他分野との連携及び八尾の魅力の発信が促進されることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内で芸術文化活動を行う個人及び団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

解 説

本条例における用語について定義しています。

(1) 芸術文化¹

本条例における芸術文化は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能及び芸能をいい、同法第12条に規定する生活文化、国民娯楽及び出版物等を含むものと定義しています。（図表参照）

なお、文化芸術基本法第13条に規定する文化財等の保存及び活用に関しては、本市には八尾市文化財保護条例があり、文化財の保存・活用に関する計画を別途策定予定であることから、独立させた取り扱いとし、芸術文化の範囲には含めていません。

¹ 本市では「芸術文化」の範囲として、これまで「第2次八尾市芸術文化振興プラン」において、国が「文化芸術振興基本法」で規定していた「文化芸術」の範囲の内、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能を対象とする範囲と定義し、芸術を中心に芸術文化を振興してきました。一方、同法で規定する「文

化芸術」の範囲の内、生活文化、国民娯楽及び出版物等や文化財等に関しては、教育委員会が中心となり施策を進めてきました。

その後、平成 29 年に同法は「文化芸術基本法」に改正され、「文化芸術」の価値の幅広い活用が盛り込まれ、また、市の機構改革により文化振興を担当する部局が一元化されたことから、独立した取り扱いとなる文化財等を除き、国が「文化芸術」として規定する範囲を本条例の対象としています。

なお、国が規定する「文化芸術」と範囲が異なることや、生活文化等の活動初期段階は教育委員会で行き届くことから、本条例においては、引き続き「芸術文化」の文言を使用しています。

図表

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化 国民娯楽 出版物等	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化 囲碁、将棋、その他の国民的娯楽 出版物、レコード等

(2) 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成

八尾市には、八尾市文化会館をはじめ、鑑賞や創作・発表活動の拠点となる様々な場所が存在し、それぞれの場所で様々な芸術文化活動が行われています。しかし、個人のアーティストや個々の活動拠点だけでは、活動の幅や情報の発信にも限界があり、市全体としての動きにはつながっていないのが実情です。

また、市内の活動・鑑賞場所、活動団体、開催イベントについて、網羅・整理されたものがなく、芸術文化の鑑賞や活動をしようとする市民は、自身が知り得る範囲での選択となっています。

そのため、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワークの形成、「芸術文化による創造及び交流の基盤の形成」を進めることで、形成主体が互いに協力し合い、八尾の芸術文化を活性化させる取組を進めます。

これにより、市民や活動をする人にとっての得ることができる情報量、創作・発表の場の選択肢、活動に加わるきっかけづくりの拡大を図るとともに、活動拠点としての活動・交流の幅の拡大を図ります。また、芸術文化と他分野との連携による相互作用の高まりや八尾の芸術文化の魅力発信の促進も期待されます。

(3) 市民

八尾市の芸術文化振興を進めるためには、八尾市で芸術文化に関わる多くの人々の知恵や力を集めることが望ましいことから、本条例における市民とは、「市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内で芸術文化活動を行う個人及び団体」と定義しています。

(4) 事業者

本条例における事業者とは、「市内で事業活動を行うもの」と定義しており、事業所の所在が市内・市外であることに関わらず、八尾市で事業活動を行う事業者を対象としています。

IV. 基本理念（第3条）

第3条 施策は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進するものとする。

- (1) 子どもの生きる力及び日々の生活での明るく豊かな心を育むこと。
- (2) 市民一人ひとりの自己形成及び教養形成につながること。
- (3) 多様な価値観及び表現の自由が尊重されること。
- (4) 新たな交流が生まれ、地域のつながり及びコミュニティが強化されること。
- (5) 社会的包摂が実現され、共生社会が構築されること。
- (6) まちの魅力の創造及び発掘並びに市内外への発信により、市民の誇りが生まれること。
- (7) 観光、産業その他の分野との連携により、まちが活性化されること。

解 説

芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に向けた施策に取り組むにあたっての基本的な考え方を規定しています。

(1) 子どもの生きる力及び日々の生活での明るく豊かな心を育むこと。

子どもを取り巻く環境が複雑化している中で、八尾市の将来を担う子どもが、芸術文化を通じて生きる力や日々の生活での明るく豊かな心を育むことができるような施策に取り組むことを意味しています。

- (2) 市民一人ひとりの自己形成及び教養形成につながることを。

芸術文化を通じて、市民の自己形成や教養形成が進むような施策に取り組むことを意味しています。

- (3) 多様な価値観及び表現の自由が尊重されること。

芸術文化は互いに違いがあるというところに価値があるため、多様な価値観と表現の自由が尊重される社会の実現をめざす施策に取り組むことを意味しています。

- (4) 新たな交流が生まれ、地域のつながり及びコミュニティが強化されること。

芸術文化を通じて、地域における世代や分野を超えた交流の場を創出するとともに、芸術文化を共通のテーマに交流が広がることで、地域のつながりやコミュニティが強化されるような施策に取り組むことを意味しています。

- (5) 社会的包摂²が実現され、共生社会が構築されること。

芸術文化に触れ、芸術文化活動に参加する機会を通じて、多様な価値観が尊重され、他者との相互理解が進むことで、社会的に弱い立場にある人も含めた様々な人々が共生する社会を構築するための施策に取り組むことを意味しています。

- (6) まちの魅力の創造及び発掘並びに市内外への発信により、市民の誇りが生まれること。

地域で育まれた芸術文化を発掘し、それを市内外に発信することで、市民のアイデンティティやまちへの愛着、誇りを醸成するような施策に取り組むことを意味しています。

- (7) 観光、産業その他の分野との連携により、まちが活性化されること。

芸術文化と産業や観光をはじめ、その他の分野を連携させることで、芸術文化が有する創造的な力を活かして、それぞれの分野の価値や魅力を引き出し、まちの活性化を推進するような施策に取り組むことを意味しています。

² 社会的に弱い立場にある人々も含め、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、より良い生活に向けて支え合う考え方のこと。

V. 市の役割（第4条）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

解 説

市の役割として、基本理念に基づき、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを規定しています。

VI. 市民の役割（第5条）

第5条 市民は、自主的かつ主体的に芸術文化に関わり、市、事業者、学校等及び市民相互の交流及び理解を深め、芸術文化の発展に寄与するよう努めるものとする。

解 説

市民（芸術文化活動を行う個人及び団体）の役割として、個人や団体の自由な意思を尊重することを前提に、自主的かつ主体的に芸術文化に関わるとともに、市や事業者、学校等及び他の市民との交流や連携を行い、相互理解を深めることにより、芸術文化の発展に寄与するよう努めることについて規定しています。

Ⅶ. 事業者の役割（第6条）

第6条 事業者は、自主的かつ主体的に芸術文化を発展させ、事業活動を通じて市民の芸術文化活動を支援するよう努めるものとする。

解 説

事業者の役割として、自主的かつ主体的に芸術文化に発展させるとともに、従業員の福利厚生の一環としての芸術文化の活用や、メセナ活動³以外にも、例えば、工場見学を通じたものづくり文化の啓発や、製品やその包装に芸術文化の要素を取り入れるなど、自身の事業活動を通じて芸術文化活動を支援するよう努めることについて規定しています。

³ 主として企業が社会貢献の一環として、芸術文化活動を支援すること。活動の内容としては、文化事業の主催、資金の提供、コンクールなどの顕彰事業などがある。「メセナ」とは、芸術文化支援を意味するフランス語で、芸術文化の擁護・育成に尽力したローマ時代の政治家の名前に由来する。

Ⅷ. 学校等の役割（第7条）

第7条 学校等は、子ども及び若者が芸術文化に触れ、並びに芸術文化活動の成果を発表することができる機会を設けるよう努めるものとする。

解 説

学校等の役割として、学校等での様々な学習の機会や部活動などを通じて、芸術文化に触れる機会や活動の成果が発表できる機会を設けることや、大学との連携による芸術文化の取組の実施等により、基本理念で掲げる「子どもの生きる力及び日々生活での明るく豊かな心を育むこと。」に取り組むことを規定しています。

なお、ここでいう学校等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園等の児童福祉施設、その他これらに類する施設のことを指し、学校と未就学施設を対象とします。

IX. 市の取組（第8条）

第8条 市は、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備
- (2) 芸術文化につながる機会の提供
- (3) 芸術文化を深く味わう機会の提供
- (4) 自由な芸術文化活動のための環境の整備
- (5) 芸術文化を通じた子どもの育み
- (6) 芸術文化を通じた地域の活性化
- (7) 芸術文化によるまちの魅力の発信

解 説

基本理念を踏まえ、市が取り組む具体的な施策を規定しています。

(1) 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備

すべての取組を支える土台となる、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に向けて、推進会議等の体制の整備や情報共有やコーディネーターの育成などの仕組みづくりを進めることを意味しています。

(2) 芸術文化につながる機会の提供

市民の誰もが、八尾市文化会館をはじめ、市内の様々な場所で芸術文化に触れることができる機会の提供や、気軽に相談できる相談窓口の設置等の施策を進めることを意味しています。

(3) 芸術文化を深く味わう機会の提供

市民が芸術文化の鑑賞や活動により深く親しみ、味わうことができるよう、多様な芸術文化の鑑賞や活動の機会提供等の施策を進めることを意味しています。

(4) 自由な芸術文化活動のための環境の整備

芸術文化活動の活発化に向けた環境整備や、芸術文化による交流の拡大、創造及び交流の基盤から新たな活動の場を生み出すような施策を進めることを意味しています。

(5) 芸術文化を通じた子どもの育み

学校等や地域の中で子どもが芸術文化に触れる機会の提供や、未就学児でも楽しめる機会を創出する施策を進めることを意味しています。

(6) 芸術文化を通じた地域の活性化

芸術文化が持つ様々な価値を生み出す力を活かし、地域の活性化や社会的課題の解決、異文化交流の推進等の施策を進めることを意味しています。

(7) 芸術文化によるまちの魅力の発信

八尾の伝統文化を次世代に継承し発展させる取り組みを進めながら、新しい芸術文化も生み出し、それらを八尾の魅力として発信するような施策を進めることを意味しています。

X. 推進会議（第9条）

第9条 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成のために必要な活動を行うため、推進会議を置く。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

解 説

推進会議として、市や八尾市文化会館指定管理者をはじめ、市民、事業者、学校等、創造及び交流の基盤の形成主体により構成する会議体を設置し、基盤の形成に向けて、事業の企画立案や実施といった活動を行うことを規定しています。

X I. 基本計画（第 10 条）

第 10 条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、八尾市芸術文化推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、前項の規定による基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する八尾市芸術文化振興審議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

解 説

芸術文化に関する施策については、芸術文化の鑑賞や発表に留まるものではなく、関連する他分野とも連携した幅広いものとなるため、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

そのため、文化芸術基本法第 7 条の 2 第 1 項で規定する地方文化芸術推進基本計画として八尾市芸術文化推進基本計画を策定し、この計画に基づき事業を展開すると規定しています。

また、基本計画の策定や変更に当たっては、市民意見の反映や八尾市芸術文化振興審議会への意見聴取が必要であることを規定しています。なお、同法第 7 条の 2 第 2 項の規定により、教育委員会への意見聴取も必要となります。

X II. 審議会（第 11 条）

第 11 条 基本計画の策定及び変更その他施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、本市に、八尾市芸術文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、施策について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

解 説

基本計画の策定及び変更、その他基本計画に規定する施策の推進に関する重要事項を調査審議するために、八尾市芸術文化振興審議会を設置することを規定しています。

従前、八尾市芸術文化振興審議会は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）に規定されていましたが、本条例の制定、施行に伴い、審議会の設置根拠を本条例に移行します。

XⅢ. 附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

- 2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部八尾市芸術文化振興審議会の項を削る。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例第 1 条の規定により置かれている八尾市芸術文化振興審議会は、第 11 条第 1 項の規定により置かれた審議会とみなす。

解 説

八尾市芸術文化振興審議会は、本条例の制定に伴い、第 11 条第 1 項の規定により置かれた審議会とみなします。

従って、現在の設置根拠となっている、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）の第 1 条から八尾市芸術文化振興審議会の項を削除することを明記しています。